

令和5年度

一関市立大東小学校

第2回 学校運営支援協議会

日 時 令和5年11月22日(水)

14:00～15:15

場 所 大東小学校 会議室

【日 程】

授業参観 (14:05～14:40)

協 議 (14:40～15:15)

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) 令和5年度学校経営について
 - ①学校評価(1学期分)
 - ②2学期までの学校運営
 - (2) 地域との連携について
 - ①学校支援地域本部事業
 - ②大東小セーフティネット
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

写真

大東小学校学校運営支援協議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	お ばら ゆき お 小 原 雪 男	
副会長	きく ち こう いち 菊 池 紘 一	
副会長	さ とう りつ こ 佐 藤 律 子	
委 員	すが わら ひさ こ 菅 原 久 子	
委 員	おい かわ たい こ 及 川 たい子	
委 員	あし かが とく お 足 利 徳 夫	
委 員	さ とう のり ゆき 佐 藤 徳 幸	
委 員	い とう たま お 伊 藤 玉 男	
委 員	さ とう まり え 佐 藤 麻利江	
副会長	さ とう ひろ ゆき 佐 藤 弘 幸	大東小学校 校長
委 員	しも むら とも のぶ 下 村 知 信	大東小学校 副校長
委 員	ひ ぐち たつ や 樋 口 達 哉	大東小学校 教務主任

協議

(1) 令和5年度学校経営について

①学校評価（1学期分）【P3】

まなびフェスト評価項目に基づき、1学期末に職員・児童・保護者からとったアンケート結果を参考にしながら、経営反省会を開催しPDCAサイクルで改善にあたっている。

特にも、大東小4本の矢「あいさつ・そうじ・歌声・読書」については、毎月の職員会議で達成状況を確認し、取り組んでいる。

②2学期までの学校運営

ア 学校行事

新型コロナウイルス感染症の第5類移行を受け、運動会や学習発表会等の主要学校行事は、コロナ禍前の通常開催にほぼ近い形で実施することができた。

学校行事を終えるたびに成長する子どもたちの姿を保護者の皆さんと共有できたことは大きな成果である。

イ PTA活動

対面でのPTA総会や会議、研修会等も行われるようになった。学年PTA行事などを通し、保護者同士の交流も増えてきている。

4年ぶりに資源回収も実施できた。地域の皆さんの協力により154,527円の収益があった。PTA活動や子どもたちの学習等に還元する予定である。

(2) 地域との連携について

①学校支援地域本部事業

11月20日現在の実績【P4】

②大東小学校セーフティーネットの活動

今年度、4年ぶりに会員の確認を行った結果、計54名の方に引き受けていただいた。【P5】

前回の見直し(令和元年度 75名)から約20名の
会員減だが、新規に11名の方に登録いただいた。

7月14日(金)の紹介式には、7名の会員の方に来校
いただき、PTA会長と全校児童から感謝の気持ちをお伝
えすることができた。

【提案】

『大東小学校セーフティーネットをPTAから学校支援地
域本部事業に移行していくこと』について

〈理由〉

- ・児童数の減少が続いている。これから数年は急激な
児童数減少が見込まれる。それに伴い、PTA会員の
減少も著しく、セーフティーネットを立ち上げた開
校当初の目的の一つでもある「児童・保護者と地域
住民との交流」が困難になってきている。
- ・セーフティーネットを学校運営支援協議会に位置づ
け、地域に根差した活動にしていくことで、持続可
能な活動になっていくと考える。

(3) その他

- ・学校運営支援協議会委員の報酬について
一関学校運営支援協議会規則第7条 【P8～9】
- ・第3回学校運営支援協議会
令和6年 2月 日 ()
授業を参観いただいた後、支援協議会を行う。

まなびフェスト対応 1学期学校評価（職員反省、保護者アンケート、児童アンケート他）

【すべて達成 A 半分達成 B 半分以下達成 C】

	評価項目	職員反省	児童アンケート		保護者アンケート		その他各種評価	目標	総合評価			
			目標	結果	目標	結果				目標	結果	
まなびフェスト 1学期 合う子	対話を重視した授業作りに努めます。	対話を重視した授業作りに努めているか。(授業においての位置づけ)	80%	86%	話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか。	80%	78% ▼	学習	達成80%			
	基本的な学習内容の定着をめざします。	どの子も、わかる・できる・楽しい授業を目指し、日々努めているか。(教材研究、指導改善、個別指導)	80%	82%	授業でやっていることがわかりますか。	80%	94%	お父さんは、授業が分かるかと言っていますか。	80%	88%	CRT、学習	学年毎(教務案)
	定期的な家庭学習の内容について指導します。	家庭学習の定着、充実のための指導に努めているか。(評価書、良い例を示す等)	80%	84%	毎日、学年で決めた時間(学年×10分)以上勉強していますか。	90%	88% ▼	学校は、授業・学習・家庭学習などを大切に、基本的な学習内容の定着に取り組んでいると感じていますか。	90%	96%		
	学年の目標冊数に向かって取り組みます。	読書好きにするための指導を工夫しているか。	80%	76.8% ▼	読書が好きですか。	90%	85% ▼	学校は、読書指導や読書の環境作りに取り組んでいると感じていますか。	80%	93%	冊数調べ	達成80%
	「読みかけの本がそばにある」環境を工夫します。	隙間時間でも本が読めるよう指導していますか。	90%	80.4% ▼								
	家庭読書の習慣化(10分間の家庭読書)				毎日、10分間の家庭読書をしていますか。	80%	82%	平日10分以上家庭読書に取り組んでいますか。	80%	70.8% ▼	メディアコントロールの取り組み	達成80%
	継続した音読の取り組みを工夫します。	(国語以外も含め)すらすら読めるよう指導を工夫しているか。	80%	76.8% ▼	国語の教科書がスラスラ読めますか。	90%	89% ▼	単語毎の音読テスト				
2助け合う子	相手に伝わるあいさつができるようにします。	いつでも・どこでも・だれにでも挨拶できるように日常的に挨拶指導をしているか。	80%	82%	学校や地域で自分から先にあいさつをしていますか。	80%	94%	お父さんは、家庭や地域で相手に伝わる挨拶をしていますか。	80%	88%		
	縦割りで協力して掃除ができるようにします。	進んで、時間いっぱい、黙って掃除をするよう指導しているか。	90%	90%	進んで、時間いっぱい、だまって掃除をしていますか。	80%	94%					
	互いに認め合える思いやりのある学校づくりに努めます。	温かい言葉遣いを徹底し、互いに認め合う学校づくりを進めているか。(自己肯定感、他者肯定感向上を促進する認め合う場の設定)	80%	91%	お互いに助け合ったり、お互いのよさを認め合ったりしていますか。	80%	93%	学校は、助け合う子に育つよう取り組んでいると感じていますか。	80%	95%		
	いじめの早期発見に努め、学校全体でいじめを許さない土壌作りに努めます。	いじめアンケートを活用して生徒指導・教育相談を進めているか。(いじめアンケートの実施と教育相談)	90%	93%	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。	100%	96% ▼	お父さんは、いじめがない学校生活を送っていますか。	90%	94%		
3鍛え合う子	1校時までの朝のリズムを大切にします。	1校時を両通りに始めているか。	90%	75% ▼								
	生活リズムの定着を大切にします。	生活リズムの定着がなされるよう指導しているか(チャイム席、早寝・早起き・朝ご飯の推奨等)	90%	76.8% ▼	早寝・早起きをして朝ご飯を食べていますか。	80%	88%	お父さんは生活リズム(早寝・早起き・朝ご飯)を大切にしていますか。	90%	90%		
	金曜日は安全の日として取り組みます。	毎週金曜日、交通安全指導、暮らし方指導をしているか。	90%	84.6% ▼	登下校や学校生活の中で安全に過ごせるよう気をつけていますか。	80%	95%	学校は、安全な暮らし方の指導に取り組んでいると感じていますか。	90%	98%		
	失敗を恐れず、様々なことに挑戦します。	失敗を恐れず、様々なことに挑戦していますか。	80%	81%	難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していますか。	80%	92%	お父さんは、失敗を恐れずに様々なことに挑戦していますか。	80%	78.9% ▼	学習	達成80%
	※体力づくり	毎日60分以上運動(遊び)するよう意識して指導しているか。	90%	75% ▼	外遊びや体育(60運動)など体力づくりをがんばれましたか。	80%	85%	学校は、体力づくりに取り組んでいると感じていますか。	80%	93%	60運動調査	

令和5年度 学校支援地域本部事業 実績(R5.11.17現在)

No	学校名	活動日	活動時間	会場	人数	内容	詳細
1	大東小	6月5日	10:00~12:00	図書室	1	顔合わせ・活動計画打合せ	図書ボランティア
2	大東小	6月12日	10:00~12:00	図書室	1	夏の装飾	図書ボランティア
3	大東小	6月12日	14:05~14:50	家庭科室	2	被服実習補助	6年家庭科
4	大東小	6月14日	14:05~14:50	家庭科室	2	被服実習補助	6年家庭科
5	大東小	6月16日	14:05~14:50	家庭科室	2	被服実習補助	6年家庭科
6	大東小	6月19日	10:00~12:00	図書室	1	夏の装飾	図書ボランティア
7	大東小	6月26日	10:00~12:00	図書室	1	夏の装飾	図書ボランティア
8	大東小	7月3日	10:00~12:00	図書室	1	夏の装飾	図書ボランティア
9	大東小	7月10日	10:00~12:00	図書室	2	2学期の予定	図書ボランティア
10	大東小	8月31日	10:40~12:15	多目的ホール	3	茶器の洗い方	6年茶道体験
11	大東小	9月4日	10:00~12:00	図書室	1	物語の装飾	図書ボランティア
12	大東小	9月11日	10:00~12:00	図書室	1	物語の装飾	図書ボランティア
13	大東小	9月25日	10:00~12:00	図書室	1	物語の装飾	図書ボランティア
14	大東小	9月29日	10:20~12:15	校外	3	マラソン見守り	マラソン大会
15	大東小	10月2日	10:00~12:00	図書室	1	物語の装飾	図書ボランティア
16	大東小	10月16日	10:00~12:00	図書室	1	物語の装飾	図書ボランティア
17	大東小	10月30日	9:00~12:15	一ノ関駅	2	安全見守り	2年校外学習
18	大東小	11月7日	10:40~12:15	家庭科室	1	ミシン補助	5年家庭科
19	大東小	11月9日	13:35~15:10	家庭科室	2	ミシン補助	5年家庭科
20	大東小	11月14日	10:40~12:15	家庭科室	2	ミシン補助	5年家庭科
21	大東小	11月14日	14:05~15:40	家庭科室	2	ミシン補助	5年家庭科
22	大東小	11月20日	10:00~12:00	図書室	1	冬の装飾	図書ボランティア

番号	役職等
	八幡自治会
1	活動会員 (摺1)
2	活動会員 (摺1)
3	活動会員 (摺1)
	上摺沢自治会
4	活動会員 (摺1)
	栃折沢自治会
	源八自治会
	大金自治会
5	活動会員 (摺2)
	長者自治会
6	活動会員 (摺3)
7	活動会員 (摺3)
8	活動会員 (摺3)
9	活動会員 (摺3)
10	活動会員 (摺3)
11	活動会員 (摺3)
12	活動会員 (摺3)
	松原自治会
13	活動会員 (摺3)
14	活動会員 (摺3)
15	活動会員 (摺3)
	羽根折沢自治会
16	活動会員 (摺3)
17	活動会員 (摺3)
	上町町内会
18	活動会員 (摺2)
	仲町町内会
19	活動会員 (摺2)
	沼田自治会
20	活動会員 (摺4)
21	活動会員 (摺4)
22	活動会員 (摺4)
23	活動会員 (摺4)
24	活動会員 (摺4)
	下摺沢自治会
25	活動会員 (摺4)
26	活動会員 (摺4)
27	活動会員 (摺4)
28	活動会員 (摺4)
	流矢自治会
29	活動会員 (摺5)
30	活動会員 (摺5)
	小沼自治会
31	活動会員 (摺5)
	堺ノ沢自治会
32	活動会員 (摺5)
33	活動会員 (摺5)
	駅前町内会
	旭町自治会
34	活動会員 (摺6)
	但馬崎町内会
	観音堂振興会
35	活動会員 (摺7)
	高校通り自治会
36	活動会員 (摺6)

番号	役職等
	荒屋敷自治会
37	活動会員 (摺4)
38	活動会員 (摺4)
	第1区自治会
39	活動会員 (曾東)
	第2区自治会
40	活動会員 (曾東)
41	活動会員 (曾東)
	前の沢自治会
	第4区自治会
	第5区自治会
	第6区部落会
42	活動会員 (曾西)
	第7区部落会
	渡民8区自治会
	東山郷自治会
43	活動会員 (洪東)
44	活動会員 (洪東)
	10区自治会
45	活動会員 (洪西)
46	活動会員 (洪西)
47	活動会員 (洪西)
48	活動会員 (洪西)
	11区自治会
49	活動会員 (洪西)
50	活動会員 (洪西)
51	活動会員 (洪西)
	12区自治会
52	活動会員 (洪西)
53	活動会員 (洪西)
	第13区自治会
54	活動会員 (洪西)

発行日：令和5年5月9日

発行：一関市学校支援地域本部大東地域支部

大東小学校の保護者、地域の皆さまへ

令和5年度 学校支援ボランティア募集

～地域ぐるみで子どもを育てよう～

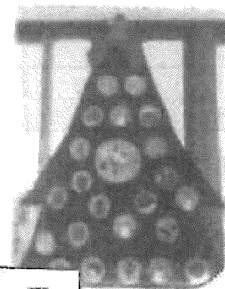
一関市学校支援地域本部大東地域支部では、大東地域の小学校と大東中学校で学校支援事業を行っています。学校支援事業とは、学校からの様々な要望に対して、地域の皆さんにボランティアで支援いただくものです。これまでも多くの地域の皆さんにご協力をいただき、子どもたちを育てていただきました。

子どもたちとの交流を図りながら、また、子どもたちの活動を楽しく見守りながら活動できるとてもやりがいのある活動です。地域の方で子どもたちを育てる活動に、ぜひ皆さんも参加してみませんか。

令和4年度の活動

年間を通じて、様々な活動で支援いただきました。

写真



図書ボランティア

ミシン授業補助

写真

ロードレースコース
見守り

写真

学校支援ボランティア大募集！

プール掃除 2名 大募集！

5月30日(火) 10:40~

学校所有の高圧洗浄機を使ってプールの床をきれいにします

図書ボランティア

6月5日スタート

月曜 10:00~12:00

- ・図書室の本の整理、修理
- ・季節の装飾、読み聞かせ など

校外見守りボランティア

- ・社会科見学、町探検見守り
- ・ロードレースコース見守り など

学習支援ボランティア

- ・5、6年生の家庭科実習補助など

ボランティアとしてご協力いただける方は、下記「ボランティア登録申し込み用紙」に記入して、大東小学校に提出してください。後日、学校からの要望に応じて活動内容を連絡いたします。

不明な点は、地域コーディネーター（大東小学校内 ☎75-2234 小山）までお問い合わせください。

令和5年度 学校支援事業 ボランティア登録申込書

ふりがな 氏 名		男 ・ 女
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	
住 所	〒029- 一関市大東町	
電話番号		
希望する 支援内容	希望するボランティアを○で囲んでください。 プール掃除 ・ 図書 ・ 学習支援 ・ 校外学習見守り その他 ()	

募集が切 5月16日

一 関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解雇又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。